令和3年度

施政方針



目 次

				はじ	め	に		• • •	••••	• • •	• • •	•••	••••	• • •	••••		• • • •	• • • •	••••	••	1
第	1	章		健康	福	祉		•••	••••			•••	••••	• • •	••••				••••	••	2
			1	健	康	づく	り	ر ح	保赁	ŧ ·	2	医	寮(から	充	実	•••	• • • •	••••	••	2
			2	多	様	な福	祉	0	充美	₹	•	• • •	•••	•••	•••	•••	• • • •	• • • •	••••	••	3
			3	子	育	て環	境	0	充美	₹	•	• • •	· • •	•••	· • •	• • •	• • • •		••••	••	5
第	2	章		生活	環	境		• • •	••••			•••	••••	• • •	••••		••••	• • • •	••••	••	6
			1	生	活	の安	全'	性	確仍	2	•	• • •	· • •	•••		• • •	• • • •		••••	••	6
			2	衛	生	的な	環	境	づく	V)	•	· • •	•••		• • •	• • • •		••••	••	7
			3	地	域	の環	境	保	全	• •		•••	•••	•••	•••	•••	• • • •	• • • •	••••	••	8
第	3	章		都市	建	設	••••	•••	••••		• • •	•••	•••	• • •	• • • •	• • • •	••••	• • • •	••••	••	9
			1	計	画	的な	土:	地	利月]	•	• • •	· • •	•••		• • •	• • • •		••••	••	9
			2	都	市	基盤	0	整	備•	窄	宇王	里	•	•••		•••	• • • •	• • • •	••••	••	9
			3	居	住	環境	0	整	備	• •			• • •	•••		•••	• • • •	• • • •	••••	·· 1	1
第	4	章		産業	経	済	•••	• • •	••••			•••	••••	• • •		• • •	••••		••••	1	3
			1	農	林	水産	業	D	振興	Į			• • •	•••		•••	• • • •	• • • •	••••	·· 1	3
			2	商	エ	業の	振	興	• •	• • •			•••	•••	• • •	•••	• • • •	• • • •	••••	·· 1	4
			3	創	業	支援	とり	就	労弱	景均	急重	整	備			•••	• • • •	• • • •	••••	·· 1	4
第	5	章		教育	文	化	•••	• • •	••••			••	•••	• • •			••••	• • • •	••••	·· 1	5
			1	学	校	教育	0)	充	実	• •			•••	•••	• • •	•••	• • • •	• • • •	••••	·· 1	5
			2	社	会	教育	0)	充	実	• •			• • •	•••		•••	• • • •	• • • •	••••	·· 1	6
			3	文	化	振興	と]	文	化具	才仔	表言	蒦	•	•••	•••	•••	• • • •	• • • •	••••	·· 1	7
第	6	章		市民	協	働	•••	• • •	••••			•••	• • • •	• • •			••••		••••	1	8
			1	協	働	体制	O 7	確	<u>\\</u>	• •			• • •	•••		•••	• • • •	• • • •	••••	·· 1	8
			2	12	ぎ	わい	創	出	と鬼	赴ノ		俗	信			•••	• • • •	• • • •	••••	·· 1	8
			3	人	権	の尊	重		• • • • •				· • •	•••	· • •	•••	• • • •	• • • •	••••	2	0
第	7	章		行政	管	理		• • •	••••		• • •	•••	••••	• • •	••••		••••		••••	2	0
			1	玅	率	的な	行	計	政诣	巨愷	当									2	0

はじめに

令和3年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、施政方針を申し上げます。 わが国の経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症の影響により依然と して、不透明かつ厳しい状況にあります。月例経済報告では、これまでの感 染拡大防止策と社会経済活動の段階的な引上げ等による各種政策の効果や 海外経済の改善傾向もあり、今後も、持ち直しの動きが継続するものと期待 されるものの、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響によっ ては、予断を許さない状況にあるものとされております。

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2020~危機の克服、そして新しい未来へ~」において、感染症拡大への対応、経済活動の段階的な引上げ、防災・減災、国土強靱化、「新たな日常」など、今後の重点的な政策の方向性が示されたところであります。

地方では、地方財政計画に基づき、地方の一般財源総額は概ね確保された ものの、本市では、市税の大幅な減収は避けられず、地方交付税等を含む一 般財源総額では、非常に厳しい見通しとなっております。

一方で、近年多発する自然災害や収束の見通しのつかない新型コロナウイルス感染症拡大など、危機管理への対応や技術革新により社会経済環境が大きく変容する等、行政需要の複雑化・多様化、更に、少子高齢化等の社会問題や地域創生に向けた取組を適切に進めるためには、これまで以上の行財政基盤の安定と強化が求められることとなります。

このことから、将来にわたり持続可能な行財政運営を進めるため、「財政構造の見直し指針」に基づいた歳出・歳入をあらゆる角度から分析・検証を行うなど、構造改革や財政健全化による徹底した行財政改革に努める必要があります。

本年度は、新たな総合計画のスタート年にあたり、本市の基本姿勢である「自主・自立のまちづくりの市政運営」を堅持しつつ、将来都市像「都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまち」の実現に向け、「暮らしの安全安心対策の充実・強化」、「産官民による魅力あるまちづくりの推進」の2つの重点政策を柱に、「市民力」、「地域力」、「産業力」を結集した官民協働による「オール下松」で鋭意取り組んでまいります。

第1章 健康福祉

1 健康づくりと保健・医療の充実

(1)健康づくりの推進

市民が生涯にわたり心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、 健康づくりを推進します。

「地域外来・検査センター」の運営やワクチンの接種事業が円滑に実施できるよう、医師会等の関係機関と連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に全力で取り組みます。

「健康増進計画」と「食育推進計画」の2つの計画を一体的に策定し、健康寿命の延伸に向けて、健康づくりを基盤とした食育を推進します。

「自殺対策計画」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社 会の実現を目指し、自殺対策推進事業を推進します。

各種保健事業の充実に努め、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。 中学3年生を対象にインフルエンザの予防接種費用を助成し、高校受 験等を控えた子どもの健康と安心に努めます。

歯科衛生士養成専門学校や歯科医師会との連携による歯科保健事業を 進めるとともに、保健・医療等の関係団体と協働で、市民の健康づくり の推進に努めます。

(2) 地域医療の充実

高齢者人口が増加する中、医療と介護の連携を推進し、安心して医療 や介護が受けられる体制づくりを推進します。

医師会や関係機関との連携を図り、休日診療所の充実を図ります。

(3) 医療保険の安定運営

国民健康保険は、被保険者の負担を軽減するため、国民健康保険基金を活用し、保険税率を引き下げるとともに、医療費の適正化や収納率の向上を図り、健全で安定的な事業運営に努めます。

保健事業では、特定健康診査の受診者に「健康応援クーポン」を発行する受診勧奨事業を実施し、特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率の向上を図り、生活習慣病の発症予防、進行防止を推進するとともに、被保険者の健康寿命の延伸に努めます。

2 多様な福祉の充実

(1) 福祉意識の醸成と環境づくり

「地域福祉計画」に基づき、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」に向け、地域福祉のさらなる充実を目指します。

地域に根差した福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動支援を 行います。

障害や障害者に対する理解の促進を図るとともに、バリアフリー思想 の普及・啓発に努めます。

(2) 人材の育成と団体の活動支援

地域福祉活動推進の中核的存在である社会福祉協議会の運営費を助成します。

介護人材を確保し介護サービスの安定的な提供を図るため、介護事業所向けのセミナーや求職者向けの相談会を開催します。

(3)包括的な相談・支援体制の構築

「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、計画的な施設整備を 進め、介護保険事業の安定的な運営を図ります。

地域共生社会の実現に向け、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の地域での生活を支えるための様々な施策や介護予防・重度化防止に向けた取組を進めます。

認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる 仕組みの構築に向け、認知症サポーターを対象としたステップアップ講 座を開催します。 介護保険料について、低所得者向けの負担軽減を行います。

成年後見制度利用促進に向けて、中核機関を設置し体制整備を図ります。

高齢者の移動支援に携わるドライバー養成の講習会を開催し、福祉の担い手の掘り起しや社会参加の動機付けを図り、地域の支え合い活動を促進します。

障害者に対する権利擁護の取組を進めるとともに、障害福祉サービス 等の支援体制の充実や就労支援と雇用の促進を図ります。

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業及び家計改善支援事業を推進します。

(4) 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

単身高齢世帯の増加や高齢者の高年齢化が進んでいることから、敬老 祝金及び長寿記念品の支給年齢を見直し、複雑化・多様化する高齢者を 取り巻く諸問題を解決する新たな施策に転換します。

高齢者の外出支援を図るため、高齢者バス助成事業の対象者を拡充します。

介護予防事業では、加齢による心身の活力低下予防としてフレイル予 防教室を開催します。

障害者が生き生きと暮らすことができるよう、障害者スポーツや文化 芸術活動の推進を図ります。

(5) 災害に備えた避難支援体制づくり

社会福祉施設を運営する法人と連携し、福祉避難所設置・運営の訓練を実施するほか、避難所運営に必要な備品を整備するなど、要配慮者が安心して避難生活を送るための体制整備を図ります。

災害時に避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、自主 防災組織など、地域の支援者との間で必要な情報の共有を図るとともに、 移動手段のない対象者が避難時にタクシーを利用した際の費用の一部を 助成し、早期の避難を促します。

3 子育て環境の充実

(1) 妊娠・出産の支援の充実

子どもを授かることを希望する夫婦に対して、不妊・不育症治療費の 一部を助成し、子どもを生み育てやすい環境づくりに努めます。

妊娠期や出産後の母子に対しての保健サービス等の充実を図り、支援の必要な妊産婦を対象に、産前産後サポーター派遣事業を新たに始めます。

(2) 子育て支援の充実

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実を図ります。

家庭児童相談業務については、児童相談所、市区町村における情報共有や転居ケース等の対応を効率的・効果的に行うため、都道府県間におけるネットワークを含め、児童虐待に関する情報共有システムの整備を図ります。

子育て支援センターを「まちかどネウボラ」と位置付け、子育て世代 包括支援センターとの連携を強め、きめ細かい相談支援の体制づくりに 努めます。

子どもの医療費助成制度については、中学生の入院分までを無料とし、 子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児に対しても、本 市独自の同時入所第2子以降保育料無料化事業を実施し、幅広い子育て 支援を図ります。

(3)保育・幼児教育の充実

増加する保育ニーズへの対応として、新規開設の小規模保育施設を支援するとともに、待機児童の解消に努めます。

子どもたちに安全安心でおいしい給食を安定的に供給できる体制を長期的に維持するため、公立保育園の給食調理業務への民間活力導入を進めます。

学童保育については、久保児童の家 2 を建設し、受入体制の拡充を図るとともに、利用児童数の多い地域での計画的な増設を進めます。

施設型給付事業により、幼稚園運営を支援するとともに、認定こども 園への移行を推進します。

(4) ひとり親家庭福祉の充実

ファミリー・サポート・センターのひとり親家庭等利用料助成金を利用料の半額に拡充し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。

第2章 生活環境

1 生活の安全性確保

(1) 防災・減災対策の強化

「逃げ遅れゼロ」を目指し、防災情報を市民に確実に届けるため、避難行動に時間を要する要支援者などに防災ラジオを無償貸与するとともに、災害発生時における情報伝達手段の多重化に努めます。

地域防災力の強化を図るため、防災訓練や出前講座を充実させるとと もに、自主防災組織の結成や活動を支援します。

防災ガイドブックの作成、防災ウオーキングや防災作文コンクールの 開催により、平時から防災について考える機会を創出し、地域や家庭で の防災文化を育みます。

避難所は、防災機能を備えた改修や備蓄品の充実を図るとともに、産 官民の協働による運営方法の研究や避難施設の確保に努めます。

(2)消防・救急体制の充実

近年、激甚化、大規模化する自然災害や複雑多様化する災害に対応するため、救助活動の起点となる救助工作車の更新配備を行います。

消防活動の高度化や消防体制の強化を図るため、隊員の安全確保のための教育訓練や防疫の強化、資機材及び装備品の充実に努めます。

会話に不自由な聴覚・言語機能に障害がある方が利用できる緊急通報 システムを有効活用するとともに、外国人向けの通報に早期対応する体 制づくりに努めます。

(3) 防犯・交通安全対策

地域防犯ボランティアの加入促進や育成に努め、市民、地域、事業所による防犯パトロール活動の展開により、安全安心な地域社会づくりを推進します。

夜間の交通災害・犯罪被害を未然に防止するため、LED防犯灯の設置及び維持管理に要する経費を助成します。

交通安全対策は、様々な機会を活用し、交通安全教育及び啓発活動に 取り組みます。

交通安全施設の整備は、カーブミラー等の老朽化点検や建替え、街路灯のLED化を計画的に実施するとともに、通学路の危険箇所の適切な対策を行います。

(4) 市民相談・消費者相談の充実

市民の相談窓口として、消費生活センターの機能強化に努め、消費者相談業務をさらに充実させるとともに、見守りネットワークを活用することにより、高齢者等を中心とした消費者被害の防止に努めます。

民法改正による成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルを未然防止するため、若年層を対象とした啓発活動に積極的に取り組みます。

「うそ電話詐欺」の拡大・被害防止のため、関係機関と連携した啓発 活動に努めます。

2 衛生的な環境づくり

(1) 廃棄物の適正処理とリサイクル

家庭ごみ収集運搬業務は、民間事業者に委託し、継続的かつ安定的な 家庭ごみの適正処理を推進します。 家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ 処理機等の購入に対する補助事業を新たに始めます。

出前講座、親子リサイクル教室を活用し、3 R によるごみの減量化・ 資源化の意識啓発を促進します。

し尿の収集・処理については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理 業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、適正なし尿処理体制を維 持します。

(2) 墓地・斎場の整備・管理

新斎場の建設に伴い、周辺地域の生活環境の向上を図ります。

墓地区画の適正管理のため、現地調査や台帳整理を行い、放置区画の 返還を促進します。

樹木の剪定、墓参道法面の補修工事等を行い、市営墓地の環境整備を 図ります。

3 地域の環境保全

(1) 環境負荷の低減

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の調査を行い、継続的な環 境監視に努めます。

地球温暖化対策地域協議会と連携し、環境学習等を通じて、環境問題 や環境保全に対する意識の高揚を図ります。

(2) 環境美化の推進

快適環境づくり推進協議会の活動を支援し、市内一斉ごみゼロ運動や 河川清掃など、市民参加型の環境美化活動を推進します。

大規模な廃棄物の不法投棄防止のため、定期的に環境パトロールを実施し、早期発見・早期対応に努めます。

野犬の減少に向けて、終生飼養を周知啓発するとともに、野犬パトロール体制を強化するなど、県と連携して野犬対策に取り組みます。

第3章 都市建設

1 計画的な土地利用

(1) 土地利用の誘導

「都市計画マスタープラン」に基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めます。

居住機能や都市機能の集約化を図り、コンパクトシティ形成に向けた取組を推進するため「立地適正化計画」の策定に着手します。

地籍調査は、河内(字久保市)周辺地区の地籍図や地籍簿を作成するとと もに、河内(字幸が丘)周辺地区の地元説明会や調査測量等を実施します。

(2) 市街地の整備

豊井地区まちづくり整備事業は、「豊井地区まちづくり整備計画」に基づき、地区内の都市基盤整備を図るため、都市計画道路豊井恋ヶ浜線の用地測量や建物等調査算定業務等を実施するとともに、都市計画道路中央線の用地先行取得や生活道路の環境整備に着手します。

住居表示未実施地区について、住居表示の実施に向けた検討や地元協 議等を進めます。

2 都市基盤の整備・管理

(1) 道路網の整備・管理

緊急輸送道路に指定されている国道188号の災害防除や代替機能を 持つ下松・光間道路の整備に向け、光市と連携し、県や商工会議所等と 協議を進めます。

県道は、徳山下松線の荒神大橋、切戸大橋及び平田橋の架け替え、獺越下松線、笠戸島線及び都市計画道路国道山手線(下松新南陽線)の拡幅事業が進められます。

市道は、平田昭和通り排水路改良工事、中央線歩道改良工事、中心市街地の舗装改良工事及び花岡八幡通り交差点改良用地補償等を実施します。

都市計画道路大海線は、平田昭和通りと県道下松鹿野線の区間の用地取得、建物補償を行い、道路築造工事を進めます。

橋りよう等は、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、高垣北線高垣大橋 の補修工事を実施します。

通学路等の防草対策を強化するとともに、道路パトロールやボランティアへの材料支給などを実施し、道路の維持管理に努めます。

(2)都市防災

河川事業は、宮本川、高橋川等の準用河川及び旧普通河川の改修工事、 水無川の大規模浚渫工事を実施します。

県事業は、切戸川、坂本川及び玉鶴川の河川改修、時宗地区、末武上地区の急傾斜地崩壊対策、奥迫地区、東豊井地区の砂防ダム建設、本浦地区の高潮対策等が実施されます。

浸水対策事業は、庁内連携のもと豊井・恋ケ浜地区及び末武平野の内 水氾濫の軽減に努めます。

(3)港湾機能の整備

港湾事業は、「徳山下松港港湾計画」に基づき、「国際バルク戦略港湾」 をはじめとする整備が進められます。

港湾施設は、本浦地区の防波堤新設事業が実施されます。

(4) 下水道の整備・管理

「公共下水道事業経営戦略」に基づき、普及率の向上を図るとともに、 市民生活に支障のないよう適切な維持管理に努めます。

汚水事業は、高橋地区の面整備を行い、人口普及率は89.8パーセントとなる見込みです。

雨水事業は、建設中の竹屋川第2ポンプ場を出水期前に供用開始する ほか、新たな認可区域となる豊井・恋ケ浜地区の雨水整備事業に着手し ます。 老朽化対策は、処理場・ポンプ場及び管路施設の「ストックマネジメント計画」に基づき、効率的・永続的な改築更新を進め、維持管理の強化を図ります。

防災対策は、大規模地震時等に備え、「災害用マンホールトイレ整備計画」に基づき、下松スポーツ公園にマンホールトイレを設置します。

(5) 上水道の整備・管理

安全安心な水道水を安定して供給するため、水道施設の更新と効率化 を進めるとともに適切な維持管理に努めます。

配水管整備は、水圧・水量の改善のため、高橋地区、光ケ丘地区等に 配水管を布設するとともに、花岡配水区統合整備事業を行います。

老朽化対策は、岡の原配水管、大蔵線配水管等の更新を行うほか、浄水場及びポンプ場の機械設備等の更新を行います。

耐震化対策は、東幹線水路改修事業を行います。

3 居住環境の整備

(1) 住宅環境の整備・向上

「市営住宅長寿命化計画」に基づき、旗岡住宅B号棟の建設に着手するとともに、既存住宅の長寿命化を図るための計画的な改修や維持補修工事を実施します。

用途廃止となる生野屋住宅及び緑ケ丘住宅は、跡地利用の検討に向けて必要な手続を進めます。

民間住宅は、安全安心な暮らしを守るため、耐震診断や耐震改修補助を行うとともに、「空家等対策計画」に基づく危険空き家除却促進事業により、危険空き家の解体に助成を行います。

(2) 公共交通の確保と施設の充実

交通空白地の将来的な公共交通のあり方を調査するため、県との共同 による高齢者を対象としたタクシー利用助成の実証実験を行います。 「地域公共交通網形成計画」に基づき、米川地区での市有償旅客運送 (コミュニティバス運行)の検証を行うとともに、笠戸島地区、久保地 区等における、持続可能な公共交通のあり方を調査・研究します。

岩徳線利用促進委員会に参画し、JR岩徳線の利用促進に向けた取組を進めます。

(3) 緑地保全・都市緑化

新入学の児童生徒への切り花の配付等を通じて、花や緑に親しむ意識 や明るい気持ちの醸成を図ります。

街路樹・公園・緑地の適切な維持管理に努めます。

市道中央線の街路樹は、リフレッシュ事業による植替えを行います。

花いっぱいのまちづくりを推進するため、市民花壇に花苗の配布を行うとともに、下松スポーツ公園・米泉湖・玉鶴緑地に菜の花・ポピー・コスモス等の季節の花を育成し、笠戸島にカワヅザクラを植樹します。

(4) 公園の整備・管理

公園施設の長寿命化を図るため、点検・補修・改修等の適切な管理に 努めるとともに、公園が身近な憩いの場となるよう、香力西公園等に健 康遊具を設置します。

恋ヶ浜緑地公園は、広域避難所としてのバリアフリー化をはじめ、スポーツ施設整備、遊具等の設置を総合的に進めるため、整備計画を策定します。

長期間整備が未着手の公園は、土地利用の状況を踏まえ、計画の見直しを進めます。

(5) 都市景観形成

良好な都市景観を守り、育て、創造していくため「景観計画」を見直し、市民、事業者、行政の連携と協働によるまちづくりを進めます。

景観ガイドラインによる建築行為の届出、審査等を行います。

第4章 産業経済

1 農林水産業の振興

(1)農業の振興

多様な担い手の確保・育成や地域農業の維持・活性化に向け、関係機関とともに地域での話合いを進めるほか、農業用機械の更新を支援します。 新規就農者の施設整備や園芸農家の活動を助成するほか、地場産農産物の生産量を確保し、学校給食での利用促進など地産地消を推進します。 特産物の生産や農地の環境保全に取り組む団体へ支援を行います。

農業施設整備は、花岡幹線水路をはじめ老朽化した農道及び水路の整備に努めるほか、農村地域防災減災事業を活用した大原ため池の改修、 浸水対策として藤光可動堰の堰板撤去と久伝水路の改修を行います。

有害鳥獣の被害防止対策は、防除柵の設置や鳥獣被害対策実施隊の活動を支援します。

(2) 林業の振興

市有林は、「森林経営計画」に基づき作業路開設や間伐を実施するほか 笠戸島での修景伐採を行います。

民有林は、森林施業の地域活動を支援するとともに、森林経営管理制度に基づき適切な経営や管理を図るため、「森林所有者意向調査実施計画」を策定します。

(3) 水産業の振興

水産資源の拡充のため、種苗放流を実施するとともに、キジハタ魚礁の設置やたこつぼ投入、海洋ゴミの回収といった漁場環境の整備・保全を図ります。

県や漁業協同組合と連携し、新規漁業就業者の確保・育成に努めます。 栽培漁業センターは、種苗生産事業における魚介類の生産数の拡大や 魚食普及活動などを推進します。

2 商工業の振興

(1) 工業・物流業の振興

本市の基幹産業である工業・物流業の一層の振興に向け、各種制度を 活用した新規企業誘致を進めるとともに、既存事業所の事業拡張や中小 企業の経営安定化を支援します。

企業や人材の集積につなげるため、鉄道産業をはじめとする幅広い製造業が発展してきた本市産業の歴史を振り返る「ものづくりアーカイブズ」の企画や、地元産業を紹介する「市内企業見学会」を産官民の協働で実施し、「ものづくりのまち下松」を広くPRするとともに、周南3市の協働による「徳山下松港開港100周年記念事業」に取り組みます。

新しい技術や商品開発、産学連携の促進のため、周南地域地場産業振興センターの研究開発事業を支援します。

(2) 商業・サービス業の振興

市内事業者の経営基盤強化を図るため、制度融資の利用促進、保証料補給、小規模事業者経営改善資金利子補給などを実施し、市内経済の活性化に取り組むとともに、商工会議所中小企業相談所に助成し、市内事業者の経営改善を支援します。

市内商業の核である下松タウンセンターの更なる活性化に向け、関係機関との連携を深めます。

3 創業支援と就労環境整備

(1) 創業支援と雇用対策

新型コロナウイルス感染症により地域経済への影響が長期化する中で、 事業所が実施する感染症防止対策や業界団体の新たな事業展開に対する 支援を行うとともに、市内の経済情勢の把握に努め、関係機関と連携し、 地域経済の活性化に向けた取組を実施します。

「創業支援等事業計画」に基づき、制度融資や保証料補給等により創業支援するとともに、総合的な創業支援体制の充実を図ります。

地域の活力を維持するため、人口移動が多い階層、特に女性の就業や創業に対する支援を、関係機関との連携のもと進めます。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業・交流機会の確保・生きがい対策の充実に努めます。

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者の健康・福祉・勤労意欲の向上を目的として設置された勤労者総合福祉センターは、老朽化対策や避難所機能を整備するための改修工事を行います。

勤労者及び離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

第5章 教育文化

1 学校教育の充実

(1) 小・中学校教育環境の充実

学校施設耐震化事業の最終年次として、下松小学校は普通教室棟が完成し、第2校舎解体及び外構工事を行います。

安全安心で快適な教育環境を確保するため、「学校施設長寿命化計画」に基づき、東陽小学校及び下松中学校の昇降口天井改修、公集小学校普通教室棟床改修及び外構アプローチ改修、久保中学校屋上防水改修、セミナーハウス屋上防水改修などを行います。

小・中学校特別教室の空調設置を計画的に進めることとし、中学校の図書室、配膳室等に空調を設置します。

学校給食は、安全安心でおいしい給食が提供できるよう努めるととも に、食育と地元食材の活用を進めます。

中学校給食センターは、大型調理機器を計画的に更新します。

(2) 小・中学校教育の推進

次代を担う児童生徒が確かな学力や豊かな心を身につけ、健やかな体で夢や希望をもって未来を切り拓いていけるよう、コミュニティ・スクールの取組を充実させ、社会総がかりで児童生徒の学びや育ちを支援する教育環境づくりに努めます。

GIGAスクール構想の実現に向けて、ICT環境整備として、IC T機器整備及び通信環境増強を行うとともに、ICT担当教育指導員を 配置し、教員研修体制の充実に努めます。

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が展開されるよう、教員補助員を配置し充実を図ります。

不登校対策として、下松市教育支援センター「希望の星ラウンジ」の 教育指導員を増員し、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。

学校業務支援員を全小中学校に配置するとともに、中学校の部活動指導員を増員するなど、学校における働き方改革を推進します。

外国語指導助手による英語教育の充実を図るなど、小中連携してグローバル化に対応した国際教育を推進します。

2 社会教育の充実

(1) 青少年の健全育成

社会教育活動の拠点である公民館においては、放課後子ども教室や家庭教育支援事業を進め、青少年を取り巻く良好な環境づくりに地域ぐるみで取り組みます。

末武公民館で開設している「地域未来塾」は、全中学校区への展開を 目指し、地域との協働により、中学生の学習習慣の確立や基礎学力の定 着を支援します。

図書館は、学校との連携による図書館教育や読書通帳の普及に努め、子どもの読書活動推進を図ります。

(2) 生涯学習環境の充実

図書館は、図書館本館、移動図書館、電子図書館それぞれの利点を活かして、市民に親しまれる情報拠点を目指すとともに、郷土資料デジタルアーカイブや古地図リーフレット「下松で古地図さんぽ」の活用により、地域の歴史と魅力を発信します。

公民館は、「公民館施設整備計画」に基づき、笠戸公民館外構工事、花岡公民館講堂改築工事の着手、米川公民館及び末武公民館の建替えに向けた協議を進めるとともに、「社会教育施設等長寿命化計画」に基づき、外壁打診調査等を進めます。

(3) 生涯学習の推進

公民館活動への支援により各種団体の育成に努めます。

出前講座や生涯学習情報コーナーの活用を推進するとともに、学術機関との協働により、生涯学習機会の拡充を図ります。

「笑顔の写真コンテスト」や「童謡フェスタ」などを開催し、笑顔があふれる事業の推進に努めます。

「くだまつ親子の日フェスタ」を開催し、様々な分野や世代を対象とした企画事業を展開します。

市民憲章は、まちづくりのための行動目標を掲げており、市民憲章推進協議会を中心に幅広い世代へ働きかけ、市民周知を図ります。

3 文化振興と文化財保護

(1) 文化活動の振興

市民美術展覧会は、市民による文化活動の活性化のため、参加層の拡大を目指します。

スターピアくだまつは、老朽化した設備を更新し、文化・生涯学習振 興の拠点として一層の充実を図ります。

(2)歴史・伝統の保護と活用

文化財は、愛護意識の啓発や指定文化財の適切な保存・管理を行い、 貴重な文化財の保護に努めます。 島の学び舎は、屋上等防水改修工事を行い施設の長寿命化を図ります。 平成時代の記録冊子の発行に向けて、市史編さん準備事業に取り組み ます。

第6章 市民協働

1 協働体制の確立

(1) 市民と行政の情報共有化

広報紙「潮騒」、ポスターやリーフレット、ホームページ、SNS等を通じて、多様な情報発信に努め、市民が市政情報に触れる機会を増やし、情報共有やまちづくりへの市民参画の機会拡大に努めます。

(2) 協働による地域活動の推進

地域課題や問題点の解決に向けて、自治会や地域コミュニティ団体等との連携、協働体制を確立します。

地域担当職員を深浦地区・本浦地区に配置し、地域とともに地域が抱える課題解決に向けて取り組み、地域力の向上を目指します。

(3) 民間活力を活用した協働

開学にあたり新たに市民を雇用した学校法人に対して、大学等開設雇 用奨励金を交付します。

企業や県内大学等の多様な人材と連携し、本市が抱える課題解決や地域の活性化に向けた取組を進めます。

2 にぎわい創出と魅力発信

(1) 観光拠点の充実

栽培漁業センターは、笠戸島の観光拠点の一つとして位置付け、日本最大級のタッチングプールやヒラメの餌やり体験などを有効活用し、交流人口の増加に努めます。

民間事業者による笠戸島ハイツ跡地利用を促進するため、既存施設の 解体設計に着手します。

笠戸島の観光環境整備は、はなぐり海水浴場やハイキングコースの整備を進めます。

(2) 観光産業の振興

「観光振興ビジョン」に基づき、笠戸島家族旅行村の整備を進めると ともに、民間主導による観光コンテンツの充実や情報発信強化を図るた め、下松駅南に新設される観光情報発信基地の開設費用を助成します。

観光協会や商工会議所、各種団体等との連携・協働を通じて、クルーズ客船の誘致等、にぎわいの創出や地域活性化の促進につなげます。

(3) スポーツ環境の充実

スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会等と協働し、スポーツによる体力向上や健康づくりに取り組み、交流人口の拡大や地域の活性化を推進します。

下松スポーツ公園体育館や市民体育館等の長寿命化を進めるとともに、 武道館や温水プール等の今後の活用方針について調査・研究します。

(4) スポーツの推進

「スポーツ推進計画」に基づき、わがまちスポーツを中心とした競技スポーツやレクリエーションスポーツを推進するとともに、トップアスリートの大会誘致を実施します。

「東京2020オリンピック・パラリンピック」において、ベトナムホストタウンとして女子バドミントン選手のキャンプ受入れやパブリックビューイング、「聖火リレー」を実施し、市民と感動を共有できる事業を推進します。

(5) 多文化共生と国際交流

「東京2020オリンピック・パラリンピック」終了後もスポーツ交流のみに限らず、多文化共生のための国際理解や国際交流などの視点に立った取組を推進します。

(6)移住・定住の促進

「シティプロモーション戦略プラン」を策定し、「くだまる」やSNS、 ふるさと納税を活用した情報発信に努め、まちの知名度の向上を図ります。 空き家バンク創設など多様な手法により移住・定住を促進します。

3 人権の尊重

(1) 人権の尊重

一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係 諸団体と連携を図り、人権啓発、人権教育、人権相談を行います。

(2) 男女共同参画の推進

「男女共同参画プラン」及び「女性活躍推進計画」に基づき、男女が 互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実 現を目指します。

配偶者等からの暴力の防止、被害者の早期発見・支援に努めます。 女性活躍推進協議会と連携し、女性の職業生活における活躍支援に取り組みます。

第7章 行政管理

1 効率的な行財政運営

(1) 行政情報化の推進

国が策定した「自治体デジタルトランスフォーメーション (DX) 推進計画」に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を進めます。

マイナンバーカードの活用、クラウド方式による情報システム共同利用、AI-OCRの導入等により、経費削減や事務効率化を図るとともに、市民の利便性向上や行政サービスの更なる向上に努めます。

(2) 公共施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」に基づき、大規模修繕や維持管理、統廃合を計画的に進めるとともに、指定管理者制度や民間活力導入などにより、総合的な施設マネジメントに努めます。

(3) 健全で効率的な行財政運営

「第6次行財政改革推進計画」を策定し、効率的な行財政運営を推進します。

「財政構造の見直し指針」に基づき、収支均衡の予算編成に向けた構造的な財源不足の解消など、自主・自立の行財政運営基盤を確立し、健全かつ安定した財政運営に努めます。

職員研修や職員提案制度の充実、機構改革による組織体制の見直しを 行い、人材と組織を強化します。

市税・使用料等の納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、公平・公正かつ適正な執行に努めるとともに、ふるさと納税制度や市有財産の利活用など、多様な自主財源の確保に努めます。

以上、令和3年度の諸議案を提出するに当たり、施政方針を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和3年2月16日

下松市長 國 井 益 雄